

日本学術会議会員候補 6 名の任命拒否に対する
経済学史学会幹事会声明を公表するにあたって

2020 年 10 月 17 日
経済学史学会幹事会

2020 年 10 月 17 日に開催された経済学史学会幹事会（2020 年度第 3 回）において「日本学術会議会員候補 6 名の任命拒否に対する幹事会声明」を公表することが決定されました。これは、常任幹事会から提案された声明案をもとに、幹事会で議論した結果、出席した幹事 24 名（全幹事 28 名のうち 4 名は委任状を提出）のうち賛成 23 名、反対 1 名で議決されたものです。

この議決のさい、幹事会声明を学会 HP で公表するにあたり、声明そのものに反対する幹事が 1 名いたこと、また、この議論のなかで出された多様な意見を紹介すること、が幹事会で確認されました。これらを学会会員に率直に伝えることが重要であるとの判断からです。

以下、幹事会の議論のなかで交わされた意見（要約）を順不同で紹介します。

<反対意見>

・任命権は形式的なものだといっても任命拒否に瑕疵があるとはいえない。任命拒否の理由の開示を求めることには無理がある。声明の公表はあくまで内向きの行為であって社会にアピールするとは思えない。学界への社会の批判を自覚すべきではないか。

<賛成意見>

・任命権という名のもとに、すでにいくつもの大学で実質的な学問の自由・大学の自治への介入がすすんでいる。大学がおかれた深刻な実態をより深く認識すべきではないか。

・任命権と人事権とを区別する必要がある。任命権を利用した人事権への介入とみるべきではないか。

・歴史をふりかえれば、政治と宗教、政治と学問とのあいだには癒着も対立・緊張もあった。この問題に関する経済学史・経済思想史研究の成果を声明に反映すべきではないか。

・法解釈の変更は、形式的なものではなく、実効的なものになる。

・日本学術会議の会員候補任命拒否は第一歩にすぎない。すぐに国策に沿わない研究や科研費などへの介入がはじまる。

・日本学術会議で経済学の参照基準が決められるとき、経済学の多様性への十分な配慮があったとは思えない。そうした否定的な側面をもつことに留意したい。

・日本学術会議が経済学史学会などの意見に耳を傾け参照基準を修正したことをむしろ評価したい。

- ・幹事会の声明を全会一致で決める必要はない。イギリスの王立委員会の例にあるように、議決の結果だけでなく、異論や留保などを明記し、少数意見をだれもが知ることができるようにしてはどうか。
- ・経済学史学会の特性をいかした決定や表明の方法を模索してはどうか。
- ・常任幹事会が提案した声明案は無難で温和な表現になっている。多様な意見に配慮したことは理解できるが、もう少し厳しい内容でもよかったのではないか。
- ・声明の公表は、学会倫理綱領にある「社会の信頼と負託」「社会との建設的な対話」という倫理規範に合致し、社会の批判に真摯に向きあう姿勢の表明となる。
- ・この問題を座視・黙認することは学会としてあってはならない。禍根を残すことになる。
- ・ある組織に公的資金を投入する場合は公的な介入が許されるという考えは1つの限定的な思想に過ぎない。教育や研究の外部性（直接の便益者を越えて、社会に公共性・公益性をもたらすこと）を考えると、むしろその組織の強い独立性を尊重した方が社会的に好ましい。
- ・一般的に独裁制はチェックが効かないために上手くいかないと言われる。学術会議の問題を広く一般化すると、日本はチェック機能をなくして形式的には民主主義でも独裁制に近くなっている。